

官報

号外 昭和三十三年三月十五日

○第二十六回 参議院會議録第十四号

昭和三十三年三月十五日(金曜日)午前
十時四十七分開議

議事日程 第十三号

昭和三十三年三月十五日
午前十時開議

第一 原水爆の禁止に関する決議案
(笹森順造君外九名発議)(委員
会審査省略要求事件)

第二 一般職の職員の給与に関す
る法律の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

第三 航空業務に関する日本国と
スイスとの間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

第四 日本国とブラジル合衆国と
の間の航空運送協定の批准につ
いて承認を求めるの件
(委員長報告)

第五 日本国とドイツ連邦共和国
との間の文化協定の批准につ
いて承認を求めるの件
(委員長報告)

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号 議長報告

第六 日本国とインドとの間の文
化協定の批准について承認を求
めるの件 (委員長報告)

第七 理科教育振興法の一部を改
正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

大蔵委員 藤原 道子君

社会労働委員 大矢 正君

建設委員 坂本 昭君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

大蔵委員 大矢 正君

社会労働委員 坂本 昭君

建設委員 藤原 道子君

同日衆議院から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを農林水産委員
会に付託した。

昭和三十一年の災害による被害農家
に対する米穀の充渡の特例に関する
法律案(第二十五回国会案第八号)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法
律案 文教委員会に付託

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改
正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案

商工委員会に付託

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案 通信委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議
案(第二十五回国会提出、衆議院議
決した左の内閣提出案を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律
案(第二十五回国会提出、衆議院議
決した)

船員保険法の一部を改正する法律案
(第二十五回国会提出、衆議院議決
した)

厚生年金保険法の一部を改正する法
律案(第二十五回国会提出、衆議院
議決した)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を予算委員会に付託した。

昭和三十一年度一般会計予算補正
(第二号)

昭和三十一年度特別会計予算補正
(特第二号)

昭和三十一年度政府関係機関予算補
正(機第一号)

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案

去る十二日委員長から提出した左の史
地調査のための委員派遣を要求書記載
の通り議長は、一昨十三日これを承認
した。

委員派遣承認要求書

一、目的 原子力研究所及び日立製
作所を視察し、もつて今後の原子
力関係その他の案件の審議に資す
る。

一、派遣委員

松澤 兼人 西川弥平治

白井 勇 小幡 治和

島 清 大竹平八郎

一、派遣地 茨城県

一、期間 三月十五日から三月十六
日まで二日間

一、費用 概算 三一、二〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規
則第八十条の二により要求する。

昭和三十三年三月十二日

商工委員長 松澤 兼人

参議院議長松野鶴平殿

一昨十三日本院は、国土総合開発審議
会委員小澤久太郎君の辞任による補欠
として、酒井利雄君を指名した旨を内
閣に通知した。

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会
委員松平勇雄君の辞任による補欠とし
て、西岡ハル君を指名した旨を内閣に
通知した。

同日本院は、衆議院議員二階堂進君が
海外移住審議会委員に就くことができ
ると議決した旨内閣に通知した。

昨十四日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員 平林 剛君

社会労働委員 坂本 昭君

建設委員 藤原 道子君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

昭和三十三年三月十五日 参議院會議第十四号 會議 原水爆の禁止に関する決議案

大蔵委員 藤原 道子君 社会労働委員 平林 剛君 建設委員 坂本 昭君	国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案 国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案	をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案 大蔵委員会に付託 学校教育法の一部を改正する法律案	同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	原水爆の禁止に関する決議案 右の議案を決議する。 昭和三十三年三月十四日 賛成者 笹森 照造 津島 壽一 佐野 廣 梶原 茂嘉 森 元治郎 曾祢 益 野村吉三郎 海野 三朗 佐藤 尚武 加藤シヅエ 賛成者 石黒 忠篤 竹中 勝男 草葉 隆圓 早川 愼一 廣瀬 久忠 山下 義信 木下 友敬 藤田藤太郎 片岡 文重 林屋龜次郎 西岡 ハル 参議院議長松野鶴平殿
同日議員笹森順造君外九名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案 文教委員会に付託 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案 商工委員会に付託 公共電気通信法の一部を改正する法律案 通信委員会に付託 同日委員長から左の報告書を提出した。	同日衆議院から、本院の送付した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求めるの件 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日内閣から左の議案を提出した。 よって議長は即日これを委員会に付託した。	建設省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託 関税法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件議決報告書 日本国とインドの間の文化協定の批准について承認を求めるの件議決報告書 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書 日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件議決報告書 理科教育振興法の一部を改正する法律案可決報告書	同日衆議院議長から、本院の送付した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求めるの件 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿
同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿	同日衆議院議長松野鶴平殿

国政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。

本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原子爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係各国が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望するとともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英国、ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわらず、現に計画中の原子爆実験を中止せんことを要請するものである。

右決議する。

〔笹森順造君登壇、拍手〕
○笹森順造君 ただいま上程されました決議案につき、提案者を代表して、その理由を申し述べ、全員の賛成を仰ぎたいと思います。

最初に案文を朗読いたします。

原子爆の禁止に関する決議

本院はさきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」及び「原子爆の実験禁止に関する決議」

を行い、国際連合並びに関係各国の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適切な措置はいまだに講ぜられていないのみならず、原子爆の実験は、あるいは無警告に、あるいは予告を伴いつつも、なお依然として続行されており、近くは、英国政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。

本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原子爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係各国が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望するとともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英国、ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわらず、現に計画中の原子爆実験を中止せんことを要請するものである。

右決議する。

以上であります。(拍手)
続いて、提案の趣旨を申し述べます。

本決議案は、戦争を目標とする原子爆の製造、保有、実験、使用の一切を禁止し、原子力の利用をもっぱら平和的目的に限定するために、国際連合並びに米、ソ、英など、関係各国において有効適切な措置を講ずるよう要請することを趣旨とするものであります。また、焦眉の問題としては、英国がクリスマス島周辺で計画中の原子爆実験を中止し、さらに、無警告に、いつ何とき実験を行うかはかり知れないソ連に対して、また、しばしば実験を行なった米国に対しても、原子爆の実験をすべて中止することを強く要請することであります。(拍手)

繁栄か滅亡かの関頭に立たせられているのであります。

二十世紀に急速に発達してきた原子科学の偉大な成果に基いて、各国が競りて原子力エネルギーをば、一方において平和目的に供する努力を傾けることによって、人類の幸福と繁栄に洋々たる前途を開いております。しかるに他方において、米、ソ、英が戦争防止のためと称して用意した千数百に上る原子爆が、もしも一たび戦争のために爆発することとなつたならば、生きとし生けるものは、ことごとくこの地上から滅亡し去るというおそろべき危険を包蔵しているのであります。今や全人類は、原子力の使い分けによって、

第十九国会において原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議を行い、国際連合に対し、原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器の禁止につき適切な措置を講ずることを要請いたしました。国連においては、この問題につき、かなり活発に議論したのであります。東西南北諸国相互間の不信と疑惑が解けず、自国が原子爆を保有することは、他国が起さんとする戦争を防止するに必要であると考え、原子爆の投げ合い合戦には、双方に勝敗なく、全人類の破滅を来たすとの懸念を持ちながらも、進んで一斉にこれを棄てる勇断を欠いているのであります。その理由の一つとしては、原子爆が禁ぜられても、強大な地上軍隊を持つ国がそのまま放置されるならば、地上軍隊の威力が加えて増し、それから来る脅威と不安が加わるということがあるからだとしております。従つて原子爆禁止は、根本的には軍縮と全世界の軍備撤廃につながるものと言わなければなりません。(拍手)しかるに国連においては、原子爆禁止の具体的方法と軍縮に関して、いまだ意見の一

致を見ておりません。かくて国際間における原子爆の製造、実験の競争は、とどまるところを知らないものであります。この実情を憂えて、本院は、昭和三十一年二月、第二十四国会において、原子爆の実験禁止に関する決議を行い、原子爆の全面禁止成るまでの暫定的措置として、とりあえず、その実験禁止を提唱し、国連及び関係各国に対し、すみやかにその有効適切な措置をとることを要請したのであります。

しかるに、不幸にもその要請は満たされず、また、日本政府が再三にわたつて中止を要求したにもかかわらず、英国政府は、来たる八月一日までにクリスマス島周辺において原子爆実験を行う計画を放棄せず、現に去る十日には、英国の水爆投下機がホルルに向い、またクリスマス島には高性能爆薬数万吨に相当する強力な水素爆弾がすでに到着し、天候が許し次第、核爆発実験を行う準備ができていと報ぜられております。これがために広大な海域航海の危険が予告され、航海者や漁民に一大不安を投じておるのであります。

また、他方ソ連政府は、しばしば無警告にこれが実験を行なつております。たとえば昨年十一月十七日には、

核兵器の実験を行なったことをみずから発表しておりますし、また去る九日、米国原子力委員長の報告によりますると、三月八日には西南シベリアにおいて新しい核兵器の爆発実験が行われたということであり、英国政府は予告したために、日本国内に非常な反響を巻き起し、ソ連が無警告で実験しているために、その悪質な危険を一そう強く感ぜしめております。しかし、予告の有無にかかわらず、原子爆の実験は、いかに高く打ち上げて、地球の全面に放射能物質をまします累積させ、その量は一発は一発と増加し、すでに二十発に及ぶと言われる爆発は、地上、水中のもろもろのものを汚染し、人類の生命に対する危険の度を増しております。もしこれまでの割合で爆発実験が続くならば、ここ十年後には、地上、水中の放射能は許容量を越す危険な状態に達すると、専門の学者は警告を発しておるのであります。

国連総会に提出したのは、原子爆の製造、実験を容認しようというのではなく、何とかして実験を阻止しようとする当面の緊急対策にすぎません。原子爆の全面禁止は、われわれの要請するところであります。

残虐きわまる原爆の実験台となり、名状することのできない被害の苦悩を、身をもって体験したただ一つの国たる日本国民は、このような惨禍を二度と再びいずれの国民にも及ぼしてはならないという痛切な悲願を持つものであります。(拍手)全世界がこの悲願に耳を傾け、まず英国がこのたびの実験を断念することによって、いまだかつて一たびも原子爆爆発によって大気を汚染する大害悪をまき散らしたことがない光榮ある国としての名誉を失わないならば、またこれを契機として、米、ソが思いを翻し、原子爆の全面禁止の拳に踏み切り、ひいては人類の歴史から戦争を根絶することになるならば、また、かくして原子科学の研究と活用のため巨費を投じている米、ソ、英を初めとして、各国あげて原子力エネルギーを平和目的のみに活用し、新しい希望の世紀を開き得るならば、これを提唱するわが国を初め、すべての国の人々は安堵し、無限の恩恵に浴す

ることができでありません。この実現を期するために、われわれは万国の世論に訴え、わが国の平和外交の尊い使命に努力したいと思ひます。(拍手)ただ、わが国のみならず、全世界の安全繁栄のために、本院は全員一致をもってこの決議案に賛成せられることを望むものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。竹中勝男君。

〔竹中勝男君登壇、拍手〕

○竹中勝男君 日本社会党を代表しまして、ただいま上程されました原子爆の禁止に関する決議案に対し、賛成討論をいたします。

クリスマス島における英国の水爆爆発実験は、この三月から向う五カ月間にわたって強行されようといましておられます。今回の実験の規模は、一九五四年三月アメリカがビキニ環礁で行なったものの、五五年十二月ソ連が国内で行なったものの、五六年五月アメリカがエニウェトックにおいて行なったものに次ぐ大規模なもので、水爆のほか誘導弾頭を含む一連のメガトン級のものとわれ、英国としては最初の本格的な水爆実験であります。英国もまた世界の水爆保有国として、その技術

的実験の回数を重ね、その軍事的利用の準備を進めておることに注意されなければなりません。ここに、われわれがさらに注目しなければならぬことは、今や原子爆実験は、単なる技術的実験としての段階から、漸次軍事演習の性格に変わりつつあることであります。核兵器の製造が開始され、その保有が蓄積がなされるようになって以来、その実験の回数はいよいよふえ、その軍事的利用の可能性が増大しております。一九五六年十一月までに推定される相当大きな核兵器爆発実験の回数は、アメリカが六十回、ソ連が十二回、英国が五回であります。

このように、核兵器爆発実験は、今日原子爆を所有し、製造し、蓄積している国々の技術的進歩の宣伝という、政治的、軍事的意図をもって、それが統行的となり、競争的となり、すでに右にみたように、相当大規模の実験がすでに八十回に及ぼうとしておるのであります。これは多大な危険がほかにありましようか。これほど深刻な不安が今日ほかにありましようか。極言すれば、民族の歴史も、人類の文化も、その生命とともに滅び去ろうとする歴史の瞬間が近づきつつあるといふべきでしょう。

原子爆実験からくる災害危険は、直接的・地域的なものと、間接的・時間的なものとがあります。直接的な危険は、最小限度に避けることが努力されております。すなわち、爆風や熱線、第一放射能線(ガンマ線や中子線)の災害を、その地域から避ける努力がなされております。それにもかかわらず、ビキニ環礁における実験がもたらしたように、海水を汚染して、その海域の漁業を不可能にし、空気を汚染した放射能灰が、日本人漁夫の生命を奪っておりますのであります。第二の間接的災害の危険は、さらにおそるべき深刻な危険であります。今回の実験が、たとえ高空で行われたとしても、成層圏に達した放射能灰は時間をかけて地球の大気を汚染します。その灰が北緯十度ないし二十度に達すると、秒速数十キロの西風に巻き込まれて急速に散布されると、気象学者が発表しております。昨年秋来朝した世界的遺伝学者であるポール・デン博士は、人間が〇・〇一レントゲンだけ余分に放射能にさらされると、それが人間の死亡や、遺伝に一定の影響を与えると申しております。しかるに、日本の気象研究所の調査によれば、一昨年は放射能が一カ月平均一ミリ・レントゲン、すなわち〇・〇

うべきだと考えられます。(拍手)

わが国は、本年一月十八日、カナダ、ノルウェーとともに、原子爆実験の届出制及び登録制に関する決議案を

一セントゲン以下であったものが、昨年十月には十五ミリ・レントゲンに増加してあることを指摘しております。同様のことが、アメリカのワシントンでも報告されております。国連の科学委員会日本政府代表の都築博士は、過日、衆議院科学技術特別委員会で、「過去二年間に行われた原水爆実験が、この比率で今後も続けられるとするならば、十年後には人体内のストロンチウム90はその許容限度になる」と述べております。

このように水爆実験の継続は、はかり知れない間接的な災害を人類にもたらすことが明らかにされております。クリスマス島水爆実験の安全性を強調しておった英国自体の世論も変って参りました。三月七日のマンチェスター・ガーディアンは、「人類への危害を軽視するな」と警告し、一カ月も沈黙を守っていたタイムズ紙も、七日の論説には、「日本の抗議は正当である」と論じ、十二日のニューズクロニクル紙は、「水爆実験を中止せよ、今からでもおそくない」と論じております。

最初の唯一の原爆被害国民である日本人の原水爆実験阻止に対する世論と熱心は、クリスマス島実験を前にして、今やその極点に達しようとしてお

ります。すでに三千四百七十七万の国民がこの禁止要請書に署名し、今回の実験に抗議するための船団をすら出そうというような、突きつめた気持を持つに至っております。これを一がいにかつての特攻精神や、いわゆるすわり込み戦術の一種だと考えてはならないと思います。これは、核兵器の最も恐るべき破壊力を身をもって体験した国民が、血を吐くような思いをもって、その実験や使用の恐るべきことを世界に向って警告し、阻止しようとする、平和的国民の人道の義務感の盛り上がりであると考えます。(拍手)抗議船団というような方法については、異論もあり、慎重に検討を要します。しかし、本国会は、何らかの形で、この精神と熱情を生かす方法を研究し、実現しなければならぬと考えるものであります。

本年一月十六日、国連第一委員会における沢田代表の原爆実験登録制に関する発言は、早急に原水爆実験を中止することが不可能な現状において、現実的な措置として、原子兵器実験をあらかじめ国連のしかるべき機関に報告せしめよと提案したものであります。ソ連が現在通告なしに実験を行なっている限り、この実験登録制の提案は意

味を持つておるとは考えますが、われわれ本国会において原水爆実験禁止の決議をなしたものととしては、実際上その実験を認めることになるこの登録制の提案には、矛盾があると考え、反対せざるを得ないのであります。(拍手)この沢田代表の提案は成立しませんでした。この案を含む案を、将来、国連軍縮小委員会で検討しようというアメリカ案が可決されたのであります。このように、国連は今日なお、その総会においては、原水爆実験を停止し、なしは禁止する何らの決議も動きもなしておりません。

そこで政府は、さらに国連を通じ、再三再四、実験禁止に関するさらに強力、有効な働きかけや提案に努力すべきであると思ひます。(拍手)しかし、政府はただ国連を通してだけでなく、この際、原水爆実験禁止に対するあらゆる方策に力を尽くすべきであります。

この際、原水爆実験禁止日本協議会が提案してある方式を政府並びに国会が慎重に検討されることを望みます。その方式は、政府が英、米、ソ三国に対して、この三国が原水爆実験禁止協定を結ぶより即時交渉を行うこと、この交渉中は、とりあえず三国とも実験を禁止すること、こゝろを考へ方でありま

総理が近くキリスト教会の長老を総理特使として英国に派遣されようとするその熱意に対して、われわれは賛同を惜しむものではありません。しかし八千万国民がひとしく実験禁止の悲願に立ち上つておる今日、政府は広く国民の各階層から代表を英、米、ソの三国に派遣し、また原水爆実験禁止を三回も決議したわが国会からも代表を出して、人類を破壊から守るための超党派、国民的外交を強力に展開、推進することを切に望むものであります。

(拍手)岸総理は、通常国会終了後アメリカを訪問されると伝えられております。この際、日本の総理大臣岸信介氏に心から望みたいことは、日本の独立と平和を守る自主的な権威ある外交交渉を進めていただきたいことであります。

(拍手)政府与党は、日本外交の基調は自由主義陣営諸国と協力する点にあると強調しておられます。これはしかし、中ソその他の国々とは、これ以上外交を深めないということではないと信じます。一國の外交は、その国の現実と将来について冷静かつ的確な判断によつて決すべきでありまして、イデオロギーを中心に決定されるべきものではありません。アメリカ及び自由主義

諸国とは、もとより親善関係を長く保たなければなりません。しかしながら、日本はアジアの一角に位置しております。日本は、アジア、アラブ諸国の動向とも歩調を合わせなければ、その進路を失う危険があります。日本に關係の深い大國は、東のアメリカ、西の中国、北のソ連であります。わが國の独立と平和を全うするためには、これらの三大國が日本の独立と安全を保障する關係になつたならば、たとえ憲法を改正して百万の軍隊を持ったとしても、日本の安全は保障されないものであります。(拍手)

そこで、まず、日米を対象とする中ソ友好同盟条約と、中ソを対象とする日米安全保障条約とを相互に改廃し、日米、日ソ、日中の多面的な外交調整と不侵略友好条約を結ぶべきであります。このような中立的友好的關係を基礎としてのみ、最も力強く厳然たる態度をもつて、原水爆を保有する両陣営に向つて、その実験禁止を要求し、国連における両陣営を動かして、原水爆実験と使用禁止の動議を結実し得るものであると考えるものであります。

(拍手)最もおそろふべき憂うべき核爆発の灼熱と死の灰のもとに生き残り、その中

から立ち上つてきた民族として、日本国民こそ世界に向つて核兵器の廃棄を叫び、差し迫つたクリスマス島水爆実験をやめよと強く激しく要求するものであります。これこそ、今日、日本民族が世界の他民族に負うところの義務であり、崇高な民族の使命であると信ずるものであります。そのためには、この目的が達成されるまで、繰り返し繰り返しこの使命のために戦うことを国会と国民の前に誓つて、この原水爆禁止決議案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 石黒忠篤君。

〔石黒忠篤君登壇、拍手〕

○石黒忠篤君 今やクリスマス島の上空において、英国が水爆の大実験を行わんとする際に当りまして、ここに決議案が上程せられましたのであります。私は緑風会を代表いたしまして、これに賛成をいたすものであります。(拍手)

原水爆の実験は、核分裂または融合の力の平和利用ということに對しましては、何の必要もないことであります。のみならず、むしろ妨害になるということすら言われておるのであります。それゆゑに本院は、決議案に述べてある通り、原水爆に關しましては

再度にわたつて禁止の決議をやつておるのであります。そうして国連並びに関係各国に對して、われわれ原爆被害の唯一の民族の悲願を強く要望したのであります。しかしながら、国連においても、これに對してはまだ何ら有効な措置がとられておりません。また原水爆保有の米、英、ソ、いずれの国におきましても、依然としてその実験が繰り返され、繰り返されておるのは、まことに遺憾千万でございます。あるいは予告をもつて公然とこれをやり、あるいはまた口に、わが国の禁止主張と全く同意見だなどと言いつながら、その舌の根のかわかぬうちに、知らぬつらでもつてどんどんとやつておる。(拍手)

われわれ日本国民の意思の表明は何ら顧みられることなく、実験はあつちでもこつちでもどかんどかんと引き続いてやられておるのであります。そして、その公式に確認されたものだけでなく、二年を合計いたしますといつと、数十回に及んでおると言われておるのであります。

しこうして実験実施の理由は何であるかといつと、その結果、東西両陣営の力の均衡がもたらされ、冷戦が熱戦に転化するのを回避するといふ論拠にはかならないのであります。今般の

わが政府の中止申し入れに對する英国政府の拒否の回答も、まさにこの理由に過ぎないのであります。

ロイターの通報によりますと、本月五日、英国のマクミラン首相は下院において、労働党のゲイッケル氏に對して、「私は英国を米ソに劣る立場に置くつもりはない。政府はむしろ核兵器と一般兵器にわたる全軍備の削減に關する包括的協定を望んでゐる」、こゝろ答えております。こゝろいう大国の思想が、やはりかの原水爆実験登録法案なるものが、国連で、軍縮小委員会の方にたな上げの形になつてしまつたといふ事実においても、よく表明せられておると思ひのであります。しかしながら、私は原水爆実験禁止は、軍備の問題とは別に、広くかつ遠い全人類の問題といたして、独立に取り上げらるべきものであると確信いたしておるのであります。

原水爆の問題は、かくのごとくにして、主として軍備縮小、国際均衡、ないしは各国間の世界平和というよりな観点からのみ論ぜられておるのであります。レシプロシティ、すなわち交互主義の論法の結論といたしまして、だれかが悟つて、みづからこの循環を断ち切るということにあらざれば、い

つまでたつても、どの国もそれをやめ得ないのであります。あるいはそれを意識しておりながら、やめようとしなないのでないかとさえ思われるのであります。いずれにせよ、三大国の首脳者は、だれもそれをやめるといふ方向に、口先だけでなく、真剣に考へて、事実を進めておるといふことはないのであります。そうしてかれ一回、これ一回、実験を繰り返して行くうちに、人類を滅亡に導くところの放射能物質が、そのたびごとに蓄積せられて行くのであります。そうして、それを今さらどうすることもできないといふことになつてしまふのであります。

今、學者は、過去二年間の比率で、今後十年原水爆実験が続けられれば、ストロンチウム90の集積は、人体に及ぼす許容限度に達すると認めておるのであります。そしてわが国民は、知らず知らずの間に健康を害し、子孫の遺伝に影響をすることをおそれておるのであります。まことに人類は死滅のふちに陥つてしまふともしつあるわけでありまして。(拍手) 何とおそろしいことであり、人類の将来に對して申しわけのないことであり、しこうして、これほど感ずることはないと考えるのであります。(拍手)

政府の中止申し入れに對しまする英国の二月十二日付の回答には、「実験を行うことが、自由主義國のために英國政府に課せられたる義務である」、こゝろ申ししております。しかし、われわれは今日、水爆の結果成層圏に高く打ち上げられたストロンチウム90の沈下がだんだんとやつて参ります十何年か後の世において、自由主義國たる共産主義國たるを問はず、全世界の全人類のために、この際、実験を中止することこそ英國政府の義務ではないかと考へるのであります。(拍手)

われわれ原爆被害國民は、どこどこまでも熱心に、しかしながら、冷静に、あくまで科学的に結果を観察をいたし、研究を進め、思考を練りまして、その結果をもつて、世界の政治家初め人々を説得をいたして、現代人が、全人類の永遠の繁栄のために取り返しのつかない罪を犯すことなからしめるということに、あくまで努めなければならぬと考えております。(拍手)

ここに、この決議を賛成をいたし、どこどこまでもこれを貫徹することに努力をいたしたいと考へる次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 千田正君。

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 ただいま議題となりまし
た原水爆の禁止に関する決議案に対し
まして、心から、無所属クラブを代表
いたしまして、賛成討論を行うもので
あります。(拍手)

第十九国会並びに第二十四国会にお
きまして、原子力国際管理並びに原子
兵器禁止及び原水爆の実験禁止に関す
る決議が当院におきまして行われまし
たが、ここに三たびこの提案をしなく
てはならないというこの悲愴さを考え
まして、われわれは、原子爆弾及び原
水爆実験の被害をこうむった世界唯一
の民族として、この叫びをさらにあげ
なければならぬと思ふのでありま
す。

顧みますれば、昭和二十年、広島、
長崎に投下された原子爆弾によってこ
うむった被害者が幾十万、しかも戦争
が済んで十三年を経た今日におきまし
ても、今もってその被害が絶えないの
であります。先般、一昨年のローマの
世界の医学大会におきましては、日本
の広島、長崎に生まれてきた戦争後の
子供たちが、約一三〇万不具、廃疾の子供
が生れてきておる、さらに将来、日本
のこうした被害地の子供たちの受ける

影響というものは非常に大きいだろ
う。ある学者は、「世界のうちで、原子
核の実験あるいは原子放射能によって
滅び行く民族があるとすれば、そ
れは一番先に日本であるだろう」とい
うことを言うております。さらに昨年
は、日本におきまして、この関係の
医学会において、いろいろ貴重な材料
が報告されております。

一方、こうした問題のみならず、さ
らに日本の水産業に及ぼすところの影
響は、はかり知れないものがありま
す。昭和二十九年三月一日におきまし
ては、あのビキニの環礁において、
アメリカの原水爆実験によってこう
むった被害は、皆様がよく御承知の通
りであります。そのとき、その被
害総額二十五億をアメリカに向って国
家賠償すべしと要求したのでありま
す。にもかかわらず、アメリカは、わ
ずかに七億を日本に対して、賠償とは
申さずに、見舞金として交付してきた
にすぎなかったのであります。これに
対しまして、本院におきまして、何が
ゆえに日本国民がかかる被害をこう
むったのに対して、日本政府が堂々と
国家賠償を請求しないかという諸君の
追及に対しまして、当時の岡崎外相
は、われわれは自由国家群の一員とし

て協力しなければならないから、かよ
うなことではまじなければならぬ
と答弁しておりました。しかし今日、
おそらく岸総理大臣兼外務大臣は、か
ような弱気なことであつては、日本九
千万の国民の非難が達成されないと私
は思います。(拍手)どうか、こういう
ことに對しましては、われわれ民族の
この大きな叫びを実現していただきた
い。一体、今度のクリスマス島の実験
の通告に對しましては、再三政府は
英國に申し入れておるようであります
が、英國のみならず、またアメリカに
おきましては、ネヴァダ並びにビキニ
において、今後といえども実験を継続
すると称しております。さらにソ連国
内においては、われわれの知らないう
ちに実験が繰り返されておる。こうし
た大国の実験によって、われわれだけ
が、何ゆえに日本民族だけが、その被
害をこうむらなければならないので
しょうか。私は、ここに日本の九千万
の国民が世界に向って要求しなければ
ならない平和の原則は、あくまで貫か
なければならぬと思ふのでありま
す。世界平和とは何か、大国は国際連
合において、世界平和と、そうして世
界人道のために叫んでおるながら、一
方においてはハンガリアの問題、ある

いはエジプトの問題、彼ら大国がみず
から平和を破っているのではありませ
んか。しかも今度の原水爆の実験は、
まさに世界人類の「死の行進」への準備
行動としか、われわれは受け取れない
のであります。この際、わが日本政府と
しましては、あくまでも日本民族がこの
死の断崖に立たされておるということ
を直視して、国際連合並びに米、英、
ソを初め世界各国に向つて、世界唯一
の原水爆の被害者であるところのわが
国民の要求を、この原水爆禁止の声
を、高らかに、そして日本民族の悲願
として、平和の大道をあぐまで貫くこ
とこそが、日本政府の手えられた最大
にして最高の使命であるということ
を、何とぞ原水爆禁止のこの決議
案によって、政府が力強く世界平和へ
の大道を歩まれんことを強く要望しま
して、私の賛成の討論を終わりたいと思
ふのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の
通告者の発言は、全部終了いたしました
。討論は、終局したものと認めま
す。

これより本案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。(拍手)

ただいまの決議に對し、外務大臣か
ら発言を求められました。岸外務大
臣。

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) ただいまの御
決議に對しまして、政府の所信を申し
述べたいと存じます。

政府といたしましては、ただいま満
場一致をもつて成立いたしましたこの
御決議の趣旨を体して、強い国民的要
望である原水爆実験禁止の達成に、こ
の上ともあらゆる努力をいたす所存で
ございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第二、一般
職の職員の手給に関する法律の一部を
改正する法律案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六條の
二の規定により、提出者からその趣旨
説明を求めます。松浦國務大臣。

〔國務大臣松浦周太郎君登壇、拍
手〕

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま
議題となりました一般職の職員の手給
に関する法律の一部を改正する法律案

について、その趣旨の説明をいたします。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の俸給制度の改正を行い、新制度への切りかえに当って必要な調整措置を講じようとするものであります。すなわち第一に、現行の五種類の俸給表を合理化して、職務の特性に応ずるよう、行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表、海軍職俸給表、教育職俸給表、研究職俸給表、医療職俸給表及び技能労働職俸給表の八種類十六表の俸給表を設けることといたしました。

第二に、現行の十五級の職務の級が、職務の段階の実態に即応しないものがありますので、各俸給表ごとに七等級を原則とする等級区分を設けることといたしました。

第三に、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものとするとともに、等級ごとにこれに応ずる適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることといたしました。

第四に、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるに当っては、原則として現行の俸給表による一号上位

の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることといたしました。なお、この切りかえ措置によつて、職員の俸給額は、前年度に比し平均約六・二%の引き上げが行われる見込みであります。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員の給与に関する法律及びその他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定いたしました。本年四月一日から施行しようとするものであります。

以上が、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。永岡光治君。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 私は、ただいま趣旨説明のありました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして、岸内閣総理大臣及び関係各大臣に對しまして、以下数点にわたつて

質問を行いたいと思ふものであります。

質問を行いますに當りまして、まず政府の方にお願いをいたしておきたいと思ふのでありますが、従来、この本会議でいろいろ質問をされても、質問の全部に答へず、端折つた答へばかり行われておりますことは、きわめて遺憾でございますので、本日私が質問を申しますすべての点につきまして、漏れなく御答弁をいただきたいというところ、岸内閣には、ほとんど大臣とか、検討大臣とか、非常に多いようでございますが、どうか、よく検討してなどというところのないように、はっきりした態度で御答弁をいただきたいと思ふのでございます。

質問の第一は、給与体系についてでございます。改正案に示されております給与表を見て直感されますことは、身分に基づく給与に著しい差別をつけた職階制が非常に強く打ち出されておるというところでございます。すなわち行政職の俸給表に例をとりますならば、ただいまも説明がございましたが、七等級にこれを区分をいたしましたして、一等級が次官、二等級が部長、三等級が課長、四等級が課長補佐、五等級が係長、六等級が上級係員、七等級が下

級係員、こういうふうになっておるのであります。しかも、その七等級の最高が月給一万五千三百円でストップされておるのであります。六等級の最高が三万二千六百円と、こういうところにストップをされておるといふ、きわめて不合理な体系であるわけでありまして、従いまして、係長とか、あるいは課長とか、局長、そういう役付きにならなければ、非常に低いところの給与で頭打ちになってしまうというものが、今説明されましたところの政府の原案による体系であるわけでありまして、例を技能労働職にとつてみますならば、初任給が五千五百円でございます。六カ月たちまして、やっと百円の昇給というのであります。日給じゃないのであります。月給で百円というのであります。六カ月でわずかに百円しか上らないというものが、この給与表に示されておる内容であります。しかも、その後しばらくの間半年ごとに百円ずつ昇給をいたしまして、四年半動続いたしまして、わずかに五千九百円という、こういうものになっておるのであります。さらに順次昇給いたしましたして、月給が六千三百円になりますと、それ以降は九カ月の昇給期間に相なっております。また、月額六千七百円に

達しますと、二百円の昇給をするのに一年間の期間を要する、一年間昇給をしないということになっておるわけでありまして、さらに、月給が七千五百円以上になりますと、一年半経過いたしましたして、わずかに三百円の昇給、しかも、その最高が八千四百円で頭打ちになっておる、こういう俸給表であるわけでありまして、さらに言いかえますならば、これは五千五百円で採用されたとしても、月給八千四百円もらうのに、何と驚くなかれ、十五年間の勤務をしなければならぬということになつておるものが、この俸給表であるわけでありまして。(拍手)さらにまた、運転手に例をとつてみますならば、採用後二十四年九カ月、二十五年です、二十五年で月給がわずかに一万四千八百円というものが、この俸給表であるわけでありまして、実に驚くべき内容を持つておるのであります。

ところが、そういう下級職員に對しましては、きわめて冷酷な取扱ひをいたしております。反面、係長以上の管理職の昇給はどういうことになっておるかと言いますと、非常に優遇をされておるのであります。例を行政職にとつてみますならば、係長の場合は、一

年間で月額千円からの昇給をいたします。一年間で千円でありま。また、課長クラスになりますと、一年間で月額千七百円の昇給ということになっております。部局長になりますと、一年間で月額二千二百円昇給と、こういうことになっておるわけでありま。

しかも初任給は、新制高校を卒業いたしましたして五千八百円、昭和二十九年一月に改訂され、そのまゝの金額が据え置かれておるのであります。初任給の据え置きであります。三年三カ月を経過いたしました今日、物価を見まして、あるいは民間の給与を見まして、相当程度上つておるにもかかわらず、下級職員に對しましては、そのまゝきづけにするというきわめて冷酷きわまりないところの態度を持っておるのであります。さらに、先ほど申し上げました昇給期間で適用して参りますと、この新しい俸給表を適用されますと、三年後には、この金額を一文もつけ加えてもらわなくても、現行のまゝの俸給表で行つて、現行の俸給表の方がよくなる。つまり三年後には、この新しい俸給表で参りますと悪くなつてくる、こういう俸給表の内容を持っておるのであります。枯れススキのように、三年後にはずつと下つてく

るわけですから。枯れススキ俸給体系と私は呼ばなければならぬと思つておる。すが、こういう下級職員と上級職員との差別が実にひどくつけ加えられておるものであります。私が以上申し上げましたことで十分おわかりと思つておる。しかしながら、私がこう申しますと、あるいは労働大臣は、次のように抗弁をするかもしれません。すなわち、下級職員は頭打ちになつても、さらに若干の昇給はできる。ように便法を考へておると、こういうように答弁するかもしれないと思つておる。しかし、その場合におきまして、三年間ですと、三年間たないといふ一、二回でございませう。問題にするほどのことではないのであります。

以上、要するに全国家公務員の七三%を下級職員が占めておるのであります。この下級職員は、長年勤続いたしましても遅々として昇給は進みません。しかも、その終着駅たるや、きわめて低い金額で押えられておるのであります。それにもかかわらず、上級の管理職になりますと、とんとん拍子に、しかも最短期間で高額の昇給を

もつて昇進をいたしまして、部局長クラスになりますと、月給六万四千円までもらえる、こういうことになっておるのであります。しかも、上級管理者にとりまして皮肉なことは、大学を卒業いたしましたして、最短コースでとんとん拍子で昇給して参りますので、大抵今日の各官庁の状況を見ますならば、四十二、三歳で部局長になるでございませう。四十六、七歳で次官になるでございませう。公務員街道の終着に早く行つてしまひます。そして、これからという働き盛りの年配になりますのに、後進に道を開かなきゃならぬという理由のもとに、とうとう官を辭して民間の会社に売込まなきゃならぬ、こういうばかげたことになつておるわけでありま。私は、上級管理職の給与そのものが民間の場合に比較をいたしまして、必ずしも高いとは申し上げません。ただ、あまりにも下級職員との区別がひどいといふことでございませう。このような私の追及に對しまして、あるいは松浦労働大臣は、それはまあ終戦以来の経済不安定の状態も昨今やつと安定して参りましたので、給与にも能率給を加味した方がよいと、こういうことをしばしば言つておりましたし、そういう意味で、ある

いは弁解をするかもしれないと思つておる。果して経済が安定したかどうか、これは疑問が参ります。私たちが本三十二年度の予算案を実行に移して参りますと、インフレを招来し、経済はより不安定なものになると考へておりますが、それはしばらくおくといたしまして、十分な給与が保障されてゐるならばともかく、経済が安定したからといって能率給に切りかえる根拠にはならぬと考へるものであります。第一、能率給、能率給と口ぐせのように政府は申すのであります。が、一体能率給とは何かといふことであります。政府は管理職の職務にあるものが能率のいいものだ、このように考へておるのではないかと考へておるものであります。能率給といふものは、その持ち場、持ち場での熟練度に応じまして支給されるのをいうものと私は考へておるものであります。従いまして、それは管理者であれ、あるいは一般の平の係員であれ、あるいはまた技能労働者であれ、差別をつける筋合いはないものと思へております。係長や課長や局長も国民にとっては大切な方々であります。が、同時にまた公務員全体の七三%を占めております下級職員も、運転手、オペレーターも国民に奉仕して参ります大切な人なのであります。場合によつては、課長のかげがえはありましても、余人をもつてかえることのできない大切な仕事をあづかつておる係員もたくさんあるのであります。工場長よりも月給をたくさんもらつておる職工さんもあるというのが、先進諸外国の例を見るまでもなく、わが国の民間におけるりつぱない例ではございませう。優秀な職工さんはその持ち前を生かすことによつて、会社のためにもなり、社会のためにもなるのであります。その職工さんを課長にしなければ月給を上げることもできないといふばかげた俸給手体系が、今提案されておる政府の改正案であるわけでありま。(拍手)局長や課長のみが偉くて、下級職員はどうでもよいのだと、それは民主主義ではございませう。この意味では、この政府案は人権を尊重しない非民主的なものと言われても、抗弁の余地はないものと思つておる。 (拍手)もつと言ふならば、職階制を強化することに、昔の封建主義、官僚主義、出世主義が強く参りまして、社会奉仕の精神、公僕精神が失われてしまふのであります。そしてしまひには、国民に奉仕しなければならぬところ

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

の公務員が、逆に国民から奉仕を受けなければならぬ官僚横暴時代に返ることを私は一番おそれるものであります。(拍手)

さらに、このような職階制は、公務員の士気を沈滞させて勤勞意欲を低下させる結果になるということでありま

す。すなわち、下級職員には特に低い金額で最高額が押えられておりますだけに、将来に対する希望が全然持てないものであります。果してこれでは、岸

総理が政策の一つに掲げておりました士氣高揚になるか、私は絶対にならぬ

と思うのであります。私がこのように申しますと、あるいはまた松浦労働大

臣が別の角度から抗弁をするかもしれ

ません。すなわち、この改正案の職階制は人事院の勧告にあるから、その勧

告を尊重して、こういうものを作ったのだと言ふかもしれません。しかし、

もし人事院の勧告の尊重という、そういうことに建前をとるならば、昭和二十九年五月に人事院から勧告をされた

り答弁が必ず私はあろうかと思うのであります。その検討の際に、昭和二十九年の五月に人事院から勧告されたそれを尊重すると、はつきり答弁がでるかどうか、その点を私は労働大臣にはつきりお答えいただきたいと思うのであります。

さらにまた、昭和二十八年の十一月人事院から勧告をされました。それは公務員の退職年金制度を改正しろとい

う勧告であります。これもいまだに尊重されております。実施をしていないのであります。また今、政府が提案をいたしております、そのよりどころにしておりますこの人事院の今回の

勧告につきましても、尊重されてい

ない部分がたくさんあるわけでありま

す。なるほど職階制は尊重したかもしれ

ませんが、これは非常に重要な問題であり

ますが、人事院はこの昇給期間につき

に昇給しなければならぬことになっております。先ほどの下級職員の場合を見ますと、六カ月は、わずかに百円

であります。さらにまた一千四百円未

満は九カ月ごとに昇給をさせなさいと

いうことになっております。昇給額

が一回千四百円未満のものは九カ月

ごとにどんどん昇給させなさい、こ

ういう法律であります。千四百円以

上のものは一年以上で昇給をさせな

さい、こういうようになっておるの

であります。現在この法律について

は人事院は何ら触れておりません。つ

まり現在の方がよろしいということに

なっておりますが、そういう

一言も触れていないことについては、

勝手な解釈をして、人事院の勧告を、

いうならば尊重せず自分勝手に、一年

の昇給期間をきめておるわけでありま

す。従いまして一年間の昇給期間にな

りますから、六カ月で昇給しておつた

方々にとっては、非常に損をすること

になります。たとえば六カ月で五百

円、一年間で一千円の昇給をするとい

は三千円の得を前取りすることになり

ます。それを政府は、一年間にいたして

おりますので、それだけ財源をかせげ

ておるといことになるわけでありま

すが、このほど一年間に昇給期間を延

ばしましたために、公務員には、きわ

めて不利な状態が出てくるわけであり

ます。政府のいう尊重は、私がた

だいま申し上げましたように、きわめて御

都合主義の尊重でございます。世間

には通用いたしません。この点を労働

大臣はどのように解釈をいたしてお

りますか、その御所見を承りたいと

思うのであります。

こう見て参りますと、この職階制を

強引に実施させようとするその政府の

意図の中には、何か別なものがあるの

ではないか。すなわち公務員制度を改

悪をして、そういう意図のもとに公務

員法を改悪しようというねらいがある

のではないか、こう考えられるのであ

ります。特に技能労働職を分離いたし

ておるのも、まことに無理からぬも

のがあると思ふのであります。

一体政府は、何で公務員の喜ばな

いところの給与体系を押しつけるの

か、私には全然了解がいけないのであ

ります。給与予算の修正がどの程度で

きるかわかりませんが、とにかく給与

予算を使うことになるのであります

が、その金をもらつても、ありがた

くない、まことに迷惑千万と、そつぽ

を向かれるような使い方をなせしな

ければならぬのであります。金を使

つて、かえって公務員の勤勞意欲を減退

させ、以上を申述べましたが、

今、政府の改正案は、下級職員に

とつていかに冷酷なものであるかはよ

にさかのぼるのが筋であります。百歩
譲りまして、すみやかに実施しろ
と、こういう人事院が勧告をいたしま

した昨年七月か、おそくも本年一月には実施すべきものと思ふのであります。が、労働大臣はどう考へるか、お答えを願ひたいと思ひます。もつとも、大蔵大臣は金がないと言ふかも知れませんが、しかし政府は、本三十一年度は、税の増収分が約一千億に上つた、こゝういふことで、その中から産業投資特別資金といたしまして三百億、地方交付金に百億の支出を予定してゐるのであります。政府が公務員の待遇是正に誠意を持ち合はれておりますならば、本年度内実施も可能と思ふが、池田大蔵大臣の理解ある御答弁をいただきたいと思ふのであります。

岸内閣総理大臣は、かつて自民党の幹事長をいたしておりました。昨年十二月初め、官公労の代表とあなたは会見をいたしまして、公務員の切なる要望に応じまして、給与改訂の年度内実施に最善の努力をする、あなたはこゝういふことを申しました。私もその席上立ち会いました。あなたの誠意ある御答弁を非常に感謝をいたしておりました。今日あなたは、内閣総理大臣になりました。一体そのお約束をお果しになるつもりはないのか、岸総理の心境をお伺ひしたいのであります。

質問の第四は、三公社五現業に関する給与改訂についてであります。それは昨年来の国鉄のダイヤ改正当時の労働強化等もありまして、国鉄の労使双方で給与改訂の妥結を見たのであります。ところが政府は、その実施につきまして横やりを入れました、とうとうその実施を阻害して参りました。そのために争議が長引いた事実があるのであります。去る九月、国鉄、電電、郵政、専売等に調停案が示されましたが、組合は忍びがたきを忍んで、これを受諾するといふことを決定いたしましたにもかかわらず、政府はこれを拒否して、今日やつと仲裁委員会に持ち込むといふ、きわめて不誠意きわまりない態度を示して参りました。この事実を見ても明らかであります。政府がどのような抗弁をいたしましやうとも、争議を長引かしておるものは政府であります。紛争を長引かしてゐるのは政府であるといふことを知らなければならぬのであります。あけて政府の責任であるといふことを重ねて警告をいたしたいのであります。

最後に、くだいようではあります。が、今回の国家公務員の給与法改正は、なかなか給与体系の改訂は、その及ぼすところきわめて重大であります。

して、官公労二百四十万の諸君があげて反対しておるものでありますので、円満なる事態の解決をはかるために、ひいては公務員の士気を阻害させないために、現在の給与体系のもとにベリス改訂を行はれることを強く望んでやみません。従ひまして、法案を出したから、もうどうしようもないのだといふことでなくて、あなたは、岸総理は、近く自民党の総裁にもなられるのであります。その岸内閣総理大臣は、公務員の代表とひざをつき合せて、じっくりと本問題の解決に當る用意はないか、また、総裁でありますので、与野党の話し合いにも、あなたは責任の持てる方でありまゝです。与野党ともじっくり話し合つて、この解決をはかる用意はないか、特に岸内閣総理大臣の所信をお尋ねいたします。私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 永岡君の御質問に対してお答えをいたします。

今回の給与改正に関する法律は、言うまでもなく、人事院の勧告を尊重いたしまして、その趣旨である給与体系の改正と、これの切りかえに際する給与の改善という線に沿つて、これを立案をして、御審議を俾ようとするものであります。

であります。内容的に、いろいろ御意見をまぜて御質問でございましたが、詳細な内容につきましては、委員会において十分に一つ御審議を願ひたいと存じます。

なお、この案につきましては、これが公務員全体の士気にも関係する問題であり、またさらに、給与だけを上げて、給与体系というよりなものについて、内閣に別に給与の審議会を作つて、それで審議したらどうだといふ御意見でございましたが、人事院が勧告をいたしますに際しまして、その点については十分に検討をされたものであり、また、人事院制度というものの性質から見まして、私は、別にさういふ審議会を置いて審議する意図は持っておりません。

なお、この改訂につきまして、従来、今永岡君の御質問の中にもありました。私が自民党の幹事長として、官公労の方、永岡君にも、当時親しくお目にかかつて、年末給与の問題に関連しましてお話し合いをしたことがあるのであります。その際にも私は申し上げたように、われわれはできるだけ人事院勧告というものを尊重して、これを實現する。従来の年末等の給与が、何か予算上のからくりによつてこれを

始末するといふやり方は適當でない、改正すべきものは法律を改正して、堂々と人事院勧告を實現するといふことに努めることが、人事院制度を、また、公務員制度の上からいって必要であるといふ考えを述べたのであります。私はその考え方に立つて、今回の改正を出したわけでありまゝ。

ただ、本年一月からなせ施行しないかといふ、その当時、私はなるべくこの實現については、できれば年度内においても、これを実現したいといふことをたしか申し上げました。また、さういふ意味でこの案を提案する場合にも検討したのであります。いろいろ財政上の問題や、あるいは財政法規に關係して、さかのほつて給与するといふような事柄が、従来例のないことでありまして、これはどうしていきなりといふことで、できるだけ早い四月一日を目途として、これを改正するようになつたのであります。また、こゝういふ問題につきましては、私はぜひふん、まだ公務員諸君にも内容等について誤解があると思ひます。十分に一つそれを理解してもらつて、正しい理解の上に立つて、この人事院勧告に沿つての給与改善が行はれることが、私は公務員制度にも、またその実

現の上から必要である。(だから話し合うのだ)と呼ぶ者あり)従いまして、話し合うことは私は辞せません。のみならず、できるだけ、そういう機会もいいでしよりし、また、十分に委員会等において、この国会を通じて議論がかわされまして、これによって正しい理解が進めて行かれることも望ましいことであると思います。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。二点について私から申し上げたいと思います。

一般行政職の給与と民間の給与は、お話の通り、大体一〇〇程度の差があることは人事院の認めるところで、われわれもそう思っております。しかし、公務員の中には、一般行政職よりも高い俸給をもらっている職種もありますので、大体平均して見ますと、人事院も六〇程度の差と言っておられるのであります。従いまして、われわれは人事院の勧告の六〇程度の引き上げを行なった次第でございます。二千円引き上げる気持はございません。第二の、本年度内、すなわち三十一年度内に俸給引き上げを実施すべきじゃないか、こういう御質問でございますが、従来、同一年度内では手当

その他でさかのぼった例もございするが、過年度分につきましては個々の追加の払いをしたことはございませんし、財政法上も疑問がございします。

(拍手)しかして政府におきましては、人事院の勧告が出ますと、鋭意検討を加えまして、三、四カ月を要したような次第でございます。こういう点から、来年度から改訂によって支給することになっておるのであります。

〔国務大臣松浦周太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(松浦周太郎君) お答え申し上げます。詳細に述べるところを前提に置いておられますから、ちよつと時間がかかりますけれども、詳細に述べたいと思います。

第一点は、職階制を強化して公務員を不利に陥れたのではないかと、とでございしますが、そういうことはございしません。今回の改正案は、現行の俸給制度と同様に職務給の考えで立案したものであります。従って、そのみならず、生活上の要素も十分加味しておりますから、両者の調和をはかっていますのであります。従って、今回の改正によつて職員に特に不利益を与えたとはいふ点はございません。また御指摘

になりましたように、多分そう答えるだろうとおっしゃったですが、私はそう答えます。この七等級にいたしましただけでも、各等級とも十五号俸になりましたならば、年限はかかりますけれども、順次昇給することにワク外に認めておる点は、以前の頭打ちよりもずつと變つておるといふことを御了承願いたいと思います。

地域給のことについて鋭い御指摘がございました。地域給の点については御指摘の通りでありまして、社会党とともに相談して、約百八十六億ということに直したのです。われわれが直して、政府に提案しようと思つておるせつなに解散されちゃったんです。だからやれなかった。そのあとに鳩山内閣ができた。ところがこのわが党の内閣になりましたから、今これをやろうと、改善しようとして検討中でございます。

六カ月を一年にいたしましたのは、公務員制度調査会の答申によつたものであります。一年にしたからといって、決して不利ではありません。六カ月のときよりも、かえつて有利な計算になっております。

この技能職の問題について、いろいろ御指摘があつたのですが、ところが

技能職というと、技術を軽視して事務を尊重したのじゃないかというふうなふりに聞えますから、その点、私はよく御納得のいくように申し上げておきたい。技能職とわれわれが言つておりますのは、運転手と交換手のことを言つております。それで先ほど御指摘になりましたような五千一百円が上らないじゃないかと、それは、交換手の初任給であります。でありますから運転手と交換手を技能職と言つております。そこで一般行政職の事務官系統と

技術官系統につきましては、最高は七万二千円であつて、初任給が五千八百円である。そのことは教育の場合におきまして、同様の七万二千円と、初任給は七千四百円でございます。それから研究職、つまり技術者の研究職、これも最高七万二千円であつて、初任給は五千八百円でございます。またお医者さん、この医療職につきましても、技術の最高は七万二千円であつて、初任給は一万八百万円でございます。このことを御了解願いたい。それは、皆さんが技能職とおっしゃるのは、看護婦と交換手があります。(どうして違うんだ、あとと先と)と呼ぶ者あり)交換手の初任給が五千一百円であることは、前の俸給表も同じことなんです、前と変

るわけじゃない、前と同じなんです。上が厚くて下が薄いんじゃないかというところの御指摘が、いろいろございしました。その点は、現在の十五級と同じ率をもつてやつております。全然変えたわけではございません。現在と同じであります。

内閣委員会の決議によつて、衆参両院の決議によつて、ことし中に、一月からなぜやらなかったかという御指摘でございますが、これは人事院の勧告によつたものでありまして、先ほど大蔵大臣から御答弁のあつたことと同じであります。〇・一五の手当は、年末に払つております。しかしこの新俸給制度は、四月一日からやるのが最も便利でありますから、四月一日からやつたのであります。

三公社五現業の問題に対しまして、なぜ調停案をのまないかということでございますが、調停案は、企業体と労働団体との間に自主的協定によつて行ふものであつて、調停案自体に政府が介入すべきものでないことは皆さん御存じの通りであります。なぜのまないかという、これは一律に全部千二百円なんです。それに理由書がないのです。国民の尊い税金を払うのに、百五十億あるいは百七十億というふうな多

額のを払うのに、はつきりした理由書がないのに、これはやることはできませんから、目下その理由書の検討をいたしております、そこでそれがまとまったものでありますから、きょうは午前中に国鉄の方では仲裁裁定を出しました。あとの二公社四現業とも、きょう中に仲裁裁定に対する申請をなすことになっておることを御了承願いたいと思います。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は、終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四、日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件

日程第五、日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日程第六、日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

以上、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。外務委員長笹森順造君。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介
臨時代理 国務大臣 信介

航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定
日本国政府及びスイス連邦政府は、

それぞれの領域の間の航空業務を開設し、かつ、運営するための協定を締結することを希望するので、また、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「条約」という)の当事国であるので、

よつて、このためそれぞれの代表

者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、別段の定めがある場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、スイスにあつては連邦郵便鉄道省航空局及び同航空局が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従ひ、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める一又は二以上の路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。
(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

2 この協定の附表は、協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「約定路線」という)における国際航空業務(以下「協定業務」という)を開設し、及び運営することができるようになるため、この協定で定める権利を許す。

第三条

1 いずれの約定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許された締約国の選択により、即時又は後日開始することが出来る。ただし、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許された締約国がその約定路線について航空企業を指定すること。
(b) 権利を許する締約国が当該航空企業に対し運営許可を与えること。同締約国は、次項及び第六条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えるなければならない。

2 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の指定航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証する

ことを、その指定航空企業に要求することができる。

第四条

1 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、約定路線における協定業務の運営に關し、次の権利を享有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利
(b) 非商業的目的で他方の締約国の領域に着陸する権利
(c) 国際運輸における旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のため、当該約定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する権利

2 前項の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、他方の締約国の領域内の別の地点に向けて有償で運送される旅客、貨物及び郵便物を同領域内において積み込む特権を与えるものと解してはならない。

第五条

1 各締約国がその管理下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す租税は、類似の国際航空業務に従事する自国の航空機がこれらの空港その他の施設を使用するため支払う租税より高額のものであつてはならない。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内に持ち込まれ、又は協定業務の運営に當つ

てその航空機上で使用されるため機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機整備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料及びこれらに類似する租税その他の課徴金について、他方の締約国が最惠国の航空機又は国際航空業務に従事する自国の航空機に許与する待遇より不利でない待遇を他方の締約国から与えられるものとする。ただし、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第六条

- 1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその締約国の国民に属しているという証拠がないと認めた場合には、その航空企業が享有することができる第四条1に定める権利を与えることを拒否し、若しくは取り消し、又はそれらの権利の行使に対し必要と認められる条件を課する権能を留保する。
- 2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を守らなかつた場合又はこの協定で定める条件に従わなかつた場合には、その航空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認められる条件を課する

権能を留保する。ただし、重ねて前記の法令の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむをえない必要がある場合を除くほか、この権能は、他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の約定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第八条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において行い業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第九条

- 1 両締約国の指定航空企業が行う協定業務は、運輸需要と密接な関係を有しなければならない。
- 2 各指定航空企業が行う協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。その航空企業を指定した国以外の国の領域内の約定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の輸送力の供給は、輸送力が次のものに適合すべきであるという一般原則に従つ

て決定されなければならない。

- (a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要量
- (b) 直通航空路運送の要求
- (c) その航空企業の路線が経由する地域の地方的業務を考慮した上でその地域の運輸需要量

第十条

- 1 協定業務について適用される運賃は、すべての決定の要素、特に運営の経費、合理的な利潤、各業務の特性(たとえば、速力及び設備の程度)及び約定路線のいずれかの部分について他の航空企業が適用する運賃に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この条の規定に従つて定めるものとする。
- 2 指定航空企業は、できる限り、国際航空運送協会が定める手続に従い、運賃について合意するものとする。この方法によることが不可能である場合には、各約定路線に適用される運賃は、指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。
- 3 指定航空企業が運賃について前項の規定に従つて合意することができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同項の規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、合意が成立するように努めなければならない。
- 4 前項に定める合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、第十三条に定める手続に従つて解決しなければならない。

つた場合には、その紛争は、第十三条に定める手続に従つて解決しなければならない。

- 5 新たな運賃の決定又は運賃の改正は、いずれか一方の締約国の航空当局がこれに同意しないときは、適用することができない。ただし、第十三条3の規定が適用される場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第十一条

- 1 各締約国の航空当局は、要請を受けたときは、他方の締約国の航空当局に次のものを提供しなければならない。

- (a) 協定業務の運輸回数及び輸送力を検討するための貨客の統計表
- (b) 指定航空企業が協定業務において行い運送に関して合理的に必要とされる定期的報告書で、その貨客の出発地及び目的地に関する情報を含むもの
- (c) 協定業務の運営に関して合理的に必要とされるその他の情報

報

- 2 各締約国の指定航空企業は、他方の締約国の航空当局に対し、あらかじめできる限り早期に、時間表及び運賃表並びに協定業務を行う航空機の種類に関する明細書を提供しなければならない。

第十二条

両締約国の航空当局は、この協定の適用に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため、いず

れか一方の締約国の航空当局の要請があつたときは、協議を行うものとする。

第十三条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつてその紛争を解決するように努めなければならない。
- 2 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができ

- る。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国籍をも有してはならない。各締約国は、仲裁を要請する締約国の外交上の公文を受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指名しなければならない。第三の仲裁委員は、その後の六十日の期間内に指名されなければならない。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指名しなかつた場合又は第三の仲裁委員が前記の期間内に指名されなかつた場合には、いずれか一方の締約国は、条約により組織された国際民間航空機関の理事会の議長に対し、当該仲裁委員を任命するように要請することができ
- 3 両締約国は、前項の規定に基づいて行われた決定を守ることを約束する。

第十四条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができ、この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

両締約国が多数国間の航空運送条約の当事国となつたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改正しなければならない。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができ、その通告の写は、国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、その通告が前記の一年の期間の満了前に締約国間の合意により取り消された場合は、この限りでない。廃棄通告は、他方の締約国がその受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関がその受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなされる。

第十七条

この協定及び第十四条の規定に従

つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年五月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
重光葵

スイス連邦政府のために
トレンドレ

附表

日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港及び（又は）マニラー—インド・シナ内の一地点—バンコク—ラングーン—コロンボ—インド及びパキスタン内の地点—中東及び近東内の地点—アテネ—ローマ—スイス内の地点及びヨーロッパにおける以遠の地点

日本国の指定航空企業が前記の路線において行つた協定業務は、日本国内の一点点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべて

の飛行に當つて、その指定航空企業の選択により省略することができ、

スイスの指定航空企業が両方向に運営する路線

スイス内の地点—ローマ—アテネ—中東及び近東内の地点—パキスタン及びインド内の地点—コロンボ—ラングーン—バンコク—インド・シナ内の一地点—マニラー及び（又は）香港—東京

スイスの指定航空企業が前記の路線において行つた協定業務は、スイス内の一点点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、その指定航空企業の選択により省略することができ、

「審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載」

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介
臨時代理 岸 信介
国務大臣

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定

日本国政府及びブラジル合衆国政府は、

商業航空の可能性を絶えず大きくすることがますます重要となつてきていること、

この運送手段が、迅速な連絡をもたらしその本質的な特徴により、諸国民を互に近づけるための最良の手段となること、

航空運送の分野における国際協力の発展を考慮しつつ、国及び地域の利益を害することなく、国際定期航空業務を安全かつ秩序ある形態に組織することが望ましいこと並びに

両国の間に定期航空交通を確保するため協定を締結することが必要であることを認めるので、また、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の当事国であるので、

この協定を締結するため、次のとおりその全権委員を任命した。

日本国
ブラジル合衆国
駐在大使 安東 義良
特命全権大使
ブラジル合衆国
外務大臣
ジョゼ・カルロス・デ・マセード・ソ
アリス
航空大臣
エンリケ・フレイウス

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、ブラジル合衆国にあつては航空大臣及び同大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

第二条

両締約国は、この協定の附属書に掲げる定期航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができ、るようにするため、同附属書に定める権利を相互に許す。

第三条

1 各協定業務は、権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が一又は二以上の特定路線について

一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し適当な運営許可を与えること。(同締約国は、2及び第7条の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならない。)

2 権利を許与する締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業が、同航空当局より国際運輸に従事する航空企業の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することとを、その航空企業に要求することができる。

第四条

差別的な慣行を防止し、及び待遇の平等を確保するため、

1 いずれか一方の締約国が空港その他の施設の使用について他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、類似の国際業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設を使用するために支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

2 いずれか一方の締約国の領域内に他方の締約国が自己若しくはその指定航空企業の名において持ち込み、又は同領域内で当該他方の締約国が自己若しくはその指定航空企業の名において航空機に積載する燃料、潤滑油及び予備部品で、当該他方の締約国の指定航空企業の航空機によつて使用されることを目的とするものに対しは、当該一方の締約国が課する

関税、検査手数料その他の課徴金に關し、国際航空運送業務に従事する当該一方の締約国の航空企業又は最惠国の航空企業に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

3 一方の締約国が協定業務において運輸する航空機並びにこの航空機に積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品に対しては、それらの機用品が当該航空機により他方の締約国の領域内における飛行中に使用される場合を含めて、同領域内において、関税、検査手数料及びこれらに類似する租税又は課徴金を免除するものとする。

第五条

一方の締約国が発給し、又は有効と認めた航空証明書、技能証明書及び免状でな効力を有するものは、協定業務の運営に關しては、他方の締約国も、これを有効と認めなければならない。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に關しては、自国民に対して他方の締約国又は他のいづれかの国が与えた技能証明書及び免状を有効と認めることを拒否する権利を留保する。

第六条

1 一方の締約国の法令で、国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくは同領域からの出国又は同領域内にある間の当該航空機の運航及び航行に關するものは、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機に対し適用されるものとする。

2 一方の締約国の法令で、航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該一方の締約国の領域への入国又は同領域からの出国に關するもの(たとえば、入国、出国、移民、旅券、税関及び検疫に關する法令)は、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機の旅客、乗組員及び貨物に對し、それらが当該一方の締約国の領域内にある間、適用されるものとする。

第七条

各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国の国民に属していないと認めた場合、当該指定航空企業が、前条に掲げる法令に違反し、若しくは許与される権利に關する条件をこの協定及びその附属書に從つて履行しなかつた場合又は運輸される航空機の乗組員が、訓練中の期間を除き、当該他方の締約国の国民でない場合には、当該他方の締約国の指定した航空企業が、この協定の附属書に定める権利を行使することを拒否し、停止し、又は取り消す権利を留保する。

いづれの方の締約国も、前記の権利を行使するに先だつて、両締約国の航空当局の間で協議を行うことを要請することができる。この協議は、その要請の日から六十日以内に開始するものとする。

いづれの方の締約国も、この協定の附属書の条項を修正することが望ましいと認めたときはいつでも、このため他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、

第八条

要請があつた日から六十日以内に両締約国の航空当局の間で開始するものとする。附属書の修正に關して合意が成立したときは、その修正は、外交上の経路を通じて公文の交換により確認された後に効力を生ずるものとする。

第九条

1 この協定の解釈又は適用に關して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国の間の交渉によつてその紛争を解決するように努めなければならない。

2 両締約国が交渉によつてその紛争を解決することができなかつた場合には、

(a) 両締約国は、勧告的報告を求め、その合意により任命する仲裁裁判所又は他の若しくはは機関にその紛争を付託することを合意することができる。

(b) 仲裁裁判所にその紛争を付託する合意が成立しなかつたとき、又はその合意が成立した場合には、その合意が成立した構成に關して合意が成立しなかつたときは、いづれの方の締約国も、勧告的報告を求めるため、国際民間航空機関理事会にその紛争を付託することができる。

(c) 両締約国は、前記の勧告的報告に表明された意見を実行するため、その行使することができ、その行使する範囲内、最善の努力を尽すものとする。

いづれの方の締約国も、他方の締約国に對し、この協定を廢棄する

第十条

意思をいつでも通告することができる。その通告は、国際民間航空機関に對して同時に送付するものとする。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後九箇月で終了する。ただし、両締約国間の合意により当該廢棄通告が前記の九箇月の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。当該他方の締約国が廢棄通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十一条

両締約国が受諾する一般的な多数国間の航空運送条約が効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十二条

この協定及び第八条の規定に從つて交換される公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十三条

この協定は、各締約国の憲法上の要件に從つて批准されなければならない。この協定は、批准書が交換された日に効力を生ずるものとする。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

この協定は、日本語、ポルトガル語及び英語で作成される。解釈の相違がある場合には、英語の本文による。

第十四条

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号 航空業務に關する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件外三件

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十六年十二月十四日にリオ・デ・ジャネイロ市で本書二通を作成した。

日本国のために

安藤義良

ブラジル合衆国のために

ジョゼ・カルロス・デ・マ
セード・ソアレス
エンリケ・フレイウス

附属書

第一項

ブラジル合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国政府が指定した一又は二以上の航空企業にこの附属書の附表第一に定める路線において国際航空業務を運営させる権利を許す。

第二項

日本国政府は、ブラジル合衆国政府に対し、ブラジル合衆国政府が指定した一又は二以上の航空企業にこの附属書の附表第二に定める路線において国際航空業務を運営させる権利を許す。

第三項

各締約国が本協定及びこの附属書で定める条件に基いて指定する航空企業は、他方の締約国の領域内において、通過する権利、国際運輸のために指定されたすべての空港において運輸以外の目的で着陸する権利並びにこの附属書の附表に掲げる地点で国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物を積み込み及び積み卸す権利を享有するものとする。

第四項

(a) 両締約国の指定航空企業が供給する航空輸送力は、運輸需要量と密接な関係を有しなければならない。

(b) 両締約国の指定航空企業は、附表に定める路線における業務に関し公平なかつ均等な機会を有するものとする。

(c) 両締約国の指定航空企業は、路線上の共通の部分において業務を行つときは、相互の利益を考慮して、それぞれの業務に不当な影響を及ぼさないようにしなければならない。

(d) 指定航空企業が本協定及びこの附属書に基いて行つ業務は、当該航空企業を指定した国と運輸の最終目的地たる国との間の運輸需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。

(e) 各締約国の指定航空企業が第三国へ向け、又は第三国から来る国際運輸の対象たる貨客を附表に掲げる一又は二以上の地点で積み込み又は積み卸す権利は、両締約国が賛同する秩序ある発展の諸原則に従つて行使されなければならない。また、輸送力が次のものに因連すべきであるという原則に従わなければならない。

(1) 運輸の出発地たる国と運輸の目的地たる国との間の運輸需要量

(2) 直通航空業務運営上の要求

(3) 当該航空企業の路線が經由する地域の地方的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要量

第五項

両締約国の航空当局は、そのいずれか一方の要請により、両締約国が指定した航空企業が前項に掲げる原則をどの程度守つてゐるかを検討し、本協定又はこの附属書に定めるいずれかの原則の適用により、運輸量がそれぞれの指定航空企業から受当な限度をこえて横取りされることを防止するために、協議するものとする。もつとも、この協議は、前記の防止の目的のためいづれか一方の締約国が執ることがあるいかなる措置をも停止させる効果を有するものではない。

第六項

いづれか一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該一方の締約国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を他方の締約国の航空当局に提供しなければならない。その統計表は、前記の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第七項

一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が第四項(b)の規定を一時活用できない理由となつてゐる障害を他方の締約国の力で除くことができるときは、両締約国は、当該指定航空企業が同項(b)に定める協定業務に参加する公平なかつ均等な機会を十分に活用することを援助する目的で、事態を検討するものとする。

第八項

(a) いずれかの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤提供する役務の特性(たとへば、速力及び設備の程度)及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この項の規定に従つて定めるものとする。

(b) 運賃に関する合意は、可能なときはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行つものとする。それが不可能なときは、各特定路線及びその各部分に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いづれの場合にも、合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(c) 各締約国の一又は二以上の指定航空企業は、他方の締約国の航空当局の法令又は指示に従つて、当該航空当局に対し、(b)の規定に基いて決定される運賃で当該航空企業が実施しようとするものを、当該運賃が実施される日の少くとも三十日前に提出しなければならない。ただし、両締約国の航空当局は、特別の事由がある場合には、この三十日の期間を合意により変更することができる。

(d) 関係指定航空企業が運賃に関し(b)の規定に従つて合意することができなかつた場合又はいづれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃を(b)の規定に従つて認可し

なかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(e) (d)の規定に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、本協定第九條の規定に従つて解決しなければならない。

(f) 新たな運賃は、いづれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、実施してはならない。ただし、本協定第九條(c)の規定に基づく場合は、この限りでない。この項の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第九項

いづれか一方の締約国が行つ附表に定める路線上の地点の入替又は追加による変更は、他方の締約国の領域内の地点に関する変更の場合を除くほか、この附属書の修正と認めなければならない。よつて、いづれか一方の締約国の航空当局も、一方的に前記の変更を行つことができる。ただし、他方の締約国の航空当局に対し運賃なくその変更を通告しなければならない。

前記の変更の結果、当該他方の締約国の航空当局が第四項に掲げる原則を考慮した上で自国の一又は二以上の指定航空企業の利益が前記の変更によつて害されると認められた場合であつて、その変更が当該一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業による当該他方の締約国の領域内の地点と第三国の領域内の新たな地点との間の貨客の運送に関連するときは

は、両締約国の航空当局は、満足すべき合意が成立するように協議しなければならぬ。

第十項

両締約国の航空当局は、本協定が効力を有する間、附表に定める路線又はそのいずれかの部分において運営するそれぞれの指定航空企業に与えた許可の内容に關しすみやかに情報交換するものとする。この情報交換は、特に、与えた許可及び臨時行われるその修正の写を含むものとする。

日本国のために

安藤義良

ブラジル合衆国のために

ジョゼ・カルロス・デ・マセード・ソアレス
エンリケ・フレイウス

附表第一

日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

I 両方向に、日本国内の地点—北太平洋における地点—カナダの西海岸における地点及び(又は)アメリカ合衆国の西海岸における地点—メキシコ・シテイ又はハヴァナ—パナマ—ボゴタ及び(又は)カラカス—マナウス—ゴイアニア—リオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロ

II 両方向に、日本国内の地点—中部太平洋における地点—アメリカ合衆国の西海岸における地点—メキシコ・シテイ又はハヴァナ—パナマ—ボゴタ及び(又は)カラカス—マナウス—ゴイアニア—リオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロ

日本国の一又は二以上の指定航空企業が前記の路線において行つた協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、当該路線上の他の地点は、いずれか又はすべての飛行に當つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

注 マナウス—ゴイアニア—リオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロの路線は、同路線について国際運営のための準備ができるまで、一時的に次のとおり変更する。

両方向に、ベレム—バレイラス—リオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロ

附表第二

ブラジル合衆国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

I 両方向に、ブラジル合衆国内の地点—カラカス及び(又は)ボゴタ—パナマ—ハヴァナ又はメキシコ・シテイ—アメリカ合衆国の西海岸における地点及び(又は)カナダの西海岸における地点—北太平洋における地点—東京及び(又は)大阪

II 両方向に、ブラジル合衆国内の地点—カラカス及び(又は)ボゴタ—パナマ—ハヴァナ又はメキシコ・シテイ—アメリカ合衆国の西海岸における地点—中部太平洋における地点—東京及び(又は)大阪

ブラジル合衆国の一又は二以上の指定航空企業が前記の路線において行つた協定業務は、ブラジル合衆国の領域内の一地点を起点とするもので

なければならぬ。ただし、前記の路線上の他の地点は、いずれか又はすべての飛行の當つて、指定航空企業の選択により省略することができる。

注 大阪空港は、同空港が国際航空業務に提供される準備ができたときに使用される。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和三十三年三月一日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、両国間に存在する文化関係を深めることを希望して、このため、文化協定を締結することに決定し、次のとおり全権委員を任命した。

日本国

日本国外務大臣 岸信介

ドイツ連邦共和国

ドイツ連邦共和国外務次官、教授、ドクトル ヴァルター・ハルシュタイン

これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

1 両締約国は、特に次の諸手段により、自国における相手国の文化の研究を奨励し、かつ、容易にするよう努力するものとする。

(a) 書籍、雑誌その他の出版物の頒布

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会及び文化的性質を有する展覧会

(d) ラジオ、音盤及び類似の手段

(e) 科学映画、教育映画又は文化的性質を有する映画

2 両締約国は、文学的及び芸術的内容の著作物の翻訳及び頒布を奨励するよう努力するものとする。

第二条

両締約国は、教授、学者、学生その他の文化的分野において活動する者の交換を奨励するよう努力するものとする。

第三条

両締約国は、自国の大学その他の教育又は研究の機関における相手国の言語、文学、芸術、歴史又はその他の文化に關する問題を取り扱う講義及び教科の拡充及び創設を奨励するよう努力するものとする。

第四条

両締約国は、両国の国民が、奨学金その他の方法により、それぞれ相手国内において修学若しくは研究を行い、又は技術を習得する可能性を与えられることについて研究するものとする。

第五条

両締約国は、相手国の学位並びに修学及び資格の証書が修学上の目的のため、及び今後定める場合には職業上の目的のため、自国の相当の学位並びに修学及び資格の証書と同等の価値を認められるための可能性を研究するものとする。

第六条

両締約国は、両国間の文化関係の発展に資する文化団体の設立、運営及び発展を奨励するよう努力するものとする。

第七条

両締約国は、学会その他の文化団体の協力を奨励するよう努力するものとする。

第八条

両締約国は、自国内において、相手国の国民に対し、博物館、図書館その他の類似の施設への入場及びその利用について便宜を与えるものとする。

第九条

1 この協定を実施するため、二の日本・ドイツ常設混合委員会を—は東京に他はボンに設置するものとする。

2 各委員会は、委員長並びに二人の日本人の委員及び二人のドイツ人の委員で構成される。東京においては、日本人が委員長となり、ボンにおいては、ドイツ人が委員長となるものとする。

3 委員会の委員長及び委員は、日本国については、日本国政府により任命され、ドイツ連邦共和国については、連邦の關係各省大臣及

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件外三件

び各州の文部大臣の了解の下にドイツ連邦共和国国外務省により任命されるものとする。

4 各委員会は、委員長はの招集により少くとも年に一回会合するものとする。

5 各委員会は、それぞれの手続規則を採択するものとする。

6 各委員会は、それぞれの事業計画をできる限り毎年作成するものとする。

第十条

この協定においてドイツ国民とは、ドイツ連邦共和国の官憲が発給し、かつ、有効であるドイツの旅券又は身分証明書の所持者をいう。

第十一条

この協定において国（ラント）とは、ドイツ側については、ドイツ連邦共和国をいう。

第十二条

この協定は、ドイツ連邦共和国政府がこの協定の効力発生の後三箇月以内に日本国政府に対して反対の宣言を行わない限り、ベルリン地区についても効力を有するものとする。

第十三条

1 この協定は、批准されなければならぬ。批准書は、ボンで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の後一箇月で効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国がその期間の満了後においても一年の予告により廃棄を通告しない限り、そのつどさらに一年

間引き続き効力を有するものとする。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十七年二月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

ドイツ連邦共和国のために

ハルシュタイン

「審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載」

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
右
昭和三十二年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介
日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

「参照」

日本国とインドとの間の文化協定
定
日本国政府及びインド政府は、両国間の幾多の世紀にわたる文化関係を認識し、

将来一層緊密な文化関係を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、また、

両国間の関係と理解を、可能なあらゆる方法で助長し、かつ、深め、及び健全な基礎の上に置くことを希望して、

文化協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 重光葵

インド政府

日本国駐在イン
ド特命全権大使

B・R・セン

これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

両締約国は、特に次の諸手段により、相手国内において自国の文化が一層理解されるように、自国の法令に従い、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版

物

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会

(d) ラジオその他の類似の手段

(e) 科学的、教育的又は文化的性質を有する映画

第二条

(1) 両締約国は、教授、学者、学生並びに科学的及び文化的機関の構成員の両国間における交換を奨励するものとする。

(2) 各締約国は、自国内の科学的、技術的及び工業的の機関における相手国の政府職員又はその政府の委嘱を受けた者の訓練のため、可能なあらゆる便宜を与えるものとする。

第三条

各締約国は、自国の領域内における相手国の文化施設の設定について可能なあらゆる便宜を与えるものとする。「文化施設」とは、教育センター、図書館、教育の性質を有する科学機関及び美術奨励のための機関（たとえば、美術館、美術センター、美術団体及びフィルム図書館）をいう。

第四条

両締約国は、いずれか一方の締約国の国民が、他方の締約国内において修学若しくは研究を行い、又は技術を習得することができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第五条

両締約国は、両国民の間における運動競技及び認められたスカウト組織の間における協力をできる限り奨励するものとする。

第六条

各締約国は、自国の法令に従い、自国内において、通常一般に公開されている博物館、図書館その他資料編集施設の利用について相手国の国民に対し便宜を与えるものとする。

第七条

(1) 両締約国は、この協定の実施を確保するため、二の日本・イン

ド混合委員会を一是東京に他はニュー・デリーに設置することに同意する。

(2) 各委員会は、一人の委員長並びに日本国政府が指名する二人及びインド政府が指名する二人の四人の委員で構成される。

(3) 東京においては、日本国政府が日本国民を委員長に指名し、ニュー・デリーにおいては、インド政府がインド国民を委員長に指名する。

(4) 各委員会は、少くとも三年に一回委員長により招集される。

第八条

(1) この協定は、批准されるものとし、できる限りすみやかにニュー・デリーで行われるべき批准書の交換の日効力を生ずる。

(2) この協定は、十年間効力を存続するものとし、その後において、も、いずれか一方の締約国がこの協定の廃棄を通告した日から六箇月の期間が満了するまでなお効力を有する。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十六年十月二十九日に東京で、本書二通を作成した。両国政府は、この協定の日本語及びヒンディー語による本文を本日から一箇月以内に交換するものとする。

日本国政府のために

重光葵

インド政府のために

B・R・セン

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 ただいま議題となりま
した日本国とスイス間、及び日本国と
ブラジル合衆国間の航空協定に關する
二件、並びに日本国とインド間、及び
日本国とドイツ連邦共和国間の文化協
定に關する二件、以上四件につきまし
て、外務委員会における審議の経過と
結果を一括して御報告いたします。

まず、航空協定二件について申し上
げます。政府の説明によりますと、ス
イスとの航空協定は、昨年五月二十四
日に、またブラジルとの航空協定は、
昨年十二月十四日に、それぞれ署名が
行われたものであります。これら二
つの協定の内容は、さきに締結されま
した日米、日英等の航空協定とは同
一のものであります。すなわち日本国
と相手国の領域間に民間航空業務を開
設し、業務運営開始の手續及び条件を
定めるとともに、付表において当事国
航空機の運行路線を定めたものであり
まして、これら協定の締結により、わ
が国の航空企業は、相手国たるスイス
及びブラジルと、双務的かつ平等の条
件で相手国に乗り入れる権利を有する
こととなるわけであります。

委員会におきましては、「わが国の
国際路線の今後の拡張計画いかん、わ

が国の国際航空企業に準備が十分で
ないうちに協定を結んでいる傾きはな
いか、特にスイスとの場合のごとく、
相手国のみに先に乗り入れを許してい
るのは、将来、競争上わが方に不利と
ならないか」という質問、また、「ブラ
ジル路線の開設は、わが国からの移民
輸送に重点を置いたものか、ブラジル
との協定の路線には、将来、大阪への
乗り入れを規定しているが、大阪空
港、すなわち伊丹飛行場を国際空港と
する準備がなされているか、米軍の管
理下にある日本の空の管理を逐次わが
方に回収して行く必要があると思
うが、いかん」等の質問がございました。

次に、文化協定に關する二件は、伝
統的に深い文化關係を有するわが国と
インドとの間及びわが国とドイツ連邦
共和国との間には、一昨年来、文化協
定締結の交渉が進められて参りまし
て、インドとの協定は、昨年十月二十
九日に、ドイツ連邦共和国との協定
は、本年二月十四日に、それぞれ署名
が行われたものであります。

この二協定は、さきに締結されまし
た日仏、日伊、日タイ等の文化協定と
おおむね同様の内容を有するものであ
りまして、わが国と相手国との間に伝

統的に存在しております文化關係を一
そう緊密なものとするため、出版物、
映画、學者、学生の交換等を通じて、
文化交流に努むべきことを規定してお
り、これらの協定の実施により、相手
国との文化關係を通じて、両国民間の
相互理解はさらに深められ、ひいては
両国間の政治的、経済的友好關係の増
進が期待されるものと政府の説明であ
りました。

委員会におきましては、「今後はいか
なる国と文化協定の締結を予定してい
るか、国交の十分でない東南アジア諸
国等とも協定を結ぶべきではないか」
という点、また、「アジアにおけるイン
ドの影響力にかんがみ、仏教を通ずる
親善増進、その他バンドン會議でも強
く要望されたアジア文化交流の機運に
沿い、アジア全体につながるインドと
の文化交流は、一そう具体的に推進す
べきではないか」という点、「ソ連から
は文化協定締結の申し出があつたかど
うか、また、東独との貿易、文化の交
流に關する政府の見解いかん」という
質問、「技術の交流を考慮すべきでは
ないか、さらにまた、この種文化協定
を空文に終らせないよう、有効に実
施するためには、予算措置が不十分で
あるから、予算面について、政府の今

後の努力を要望する」等の質疑及び要
望が熱心に述べられましたが、詳細は
會議録に譲ることいたします。

委員会は、三月十四日、以上四件の
採決を行いましたところ、四件とも、
全会一致をもって承認すべきものと議
決した次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより四件の採決をいたし
ます。

四件全部の問題に供します。委員長
報告の通り、四件を承認することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よって四件は、全会一致をもつ
て承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、理科
教育振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文
教委員長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により第十八
号末尾に掲載〕

理科教育振興法の一部を改正する
法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十九日

内閣総理大臣
臨時代理 岸 信介
国務大臣

理科教育振興法の一部を改正する
法律案

理科教育振興法の一部を改正す
る法律

理科教育振興法(昭和二十八年法
律第八十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第九条中「公立学校」を「公立又は
私立の学校」に改め、同条に次の一
項を加える。

3 前二項の規定により国が学校法
人に対し補助をする場合において
は、私立学校法(昭和二十四年法
律第二百七号)第五十九条第二
項から第六項までの規定の適用が
あるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔岡三郎君登壇、拍手〕

○岡三郎君 ただいま議題となりまし
た理科教育振興法の一部を改正する法
律案につきまして、文教委員会におけ
る審議の経過と結果を御報告申し上げ
ます。

本法案は、現在わが国の急務であり
ます科学水準の向上をはかるために
は、初等教育及び中等教育における理
科教育を一そう充実、振興させる必要

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号 理科教育振興法の一部を改正する法律案

があるという理由により、理科教育振興法に基き、従来、公立学校に対して行なつたと同様に、私立学校に対しても、理科教育設備等の充実のため、国が補助を行うことの改正規定を加えんとするものであります。

委員会の審議の過程におきましての質疑応答の主要点を申し上げますと、まず、矢嶋委員からの、「応急最低基準に到達するには、幾年を要し、その額は幾ばくであるか」との質問に対しては、「公立学校については、国庫補助約六十億円を要し、約十三年、私立学校については十七億円を要する。何年というふうなゆりちやうなことでなく、次の機会には、ぜひ十分な予算を取り、すみやかに充実したい」という答弁がありました。また、「理科教育にたずさわる助手の不足並びにその身分、待遇等について」の質問に対しては、「その充実をはかるため十分検討したい」との答弁でありました。次に、湯山委員からの「補助金配分について」の質問に対して、「現在は、奨励金の程度を出ないから、将来は、一校当りの補助金も高め、補助金の交付を受ける学校数をも増加しなければ間に合わないと思う」と旨の答弁がなされました。「都道府県知事の管轄下にある私立学校と教育委員会の管轄を受ける公立学校との間に、補助金等についても、ややもすれば差別的取扱があるのは遺憾であるが」との安部委員の質問に対しては、「今後そのようなことのないよう注意する」と旨の答弁がありました。高田委員からの、「私学財政の貧困等の理由で、二分の一の国庫補助を受けられない例もあり、それが学校差の要因となるのではないか」との質問に対しては、「外部の人々の声をもよく聞き、最善の努力を試みる」と旨の答弁が、文部大臣からなされました。「教員の養成計画、理科教育の内容いかん」との加賀山委員の質問に対しては、「理科教育審議会からの建議も出ており、この際、検討中である」との答弁がありました。

かくて討論に入り、高田委員から賛成意見の開陳がなされましたが、その詳細については、會議録に譲ることにいたします。

次いで、矢嶋委員より、次のごとき付帯決議を付すべき旨の提案がありました。付帯決議案を朗読いたします。

本委員会は、理科教育振興法の一部を改正する法律案を可決するに際し、次の付帯決議を付する。

政府は次の事項の実施に努めるべきである。

一、理科教育振興のための設備基準を可及的すみやかに高めるべく、省令を改めるとともに、設備充実の経費について、強力な予算措置を講ずること。

二、理科教育における実験、実習に従事する助手の定数を確保するとともに、その待遇を改善するためすみやかに適切な措置を講ずること。

三、理科教育振興のため、教員の養成計画を樹立し、特に現職教員の再教育に意を注ぐこと。

以上であります。

続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、付帯決議につきましても、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 原水爆の禁止に関する決議案

一、日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第三 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件

一、日程第五 日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件

一、日程第六 日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

一、日程第七 理科教育振興法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

宮城タマヨ君	前田 久吉君
野田 俊作君	中山 福蔵君
豊田 雅幸君	常岡 一郎君
竹下 豊次君	村上 義一君
廣瀬 久忠君	大谷 賛雄君
武藤 常介君	川口爲之助君
島村 軍次君	高良 とみ君
北 勝太郎君	石井 桂君
松岡 平市君	伊能繁次郎君
加藤 正人君	梶原 茂嘉君
奥 むめお君	堀 末治君
有馬 英二君	苦米地英俊君
上林 忠次君	河野 謙三君
佐藤 尚武君	井野 碩哉君
藤野 繁雄君	西川甚五郎君
谷口弥三郎君	森田 義衛君
杉山 昌作君	後藤 文夫君
高瀬莊太郎君	石黒 忠篤君
一松 定吉君	本多 市郎君
草葉 隆圓君	成田 一郎君
堀本 宜實君	松村 秀逸君
手島 栄君	鈴木 万平君
柴田 栄君	大谷藤之助君
大沢 雄一君	西川弥平治君
重政 庸徳君	高橋 衛君

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号

土田 国太郎君	斎藤 昇君	下條 康麿君	野村 吉三郎君
雨森 常夫君	三木 與吉郎君	笹森 順造君	林屋 龜次郎君
田中 啓一君	横川 信夫君	青木 一男君	木村 篤太郎君
木島 虎藏君	安井 謙君	津島 壽一君	吉野 信次君
関根 久藏君	野本 品吉君	江藤 智君	田中 茂穂君
最上 英子君	岩沢 忠恭君	大矢 正君	林田 正治君
三浦 義男君	宮田 重文君	中野 文門君	北村 暢君
小柳 牧衛君	木内 四郎君	鈴木 強君	藤田 藤太郎君
青山 正一君	植竹 春彦君	相澤 重明君	松永 忠二君
石原 幹市郎君	黒川 武雄君	占部 秀男君	森 元治郎君
重宗 雄三君	中山 壽彦君	太下 友敬君	平林 剛君
小林 英三君	大野 木秀次郎君	山本 経勝君	岡 三郎君
松平 勇雄君	井村 徳二君	亀田 得治君	秋山 長造君
伊能 芳雄君	小澤 久太郎君	久保 等君	柴谷 要君
西田 信一君	稲浦 鹿藏君	大和 与一君	安部 キミ子君
吉江 勝保君	平島 敏夫君	近藤 信一君	千葉 信君
後藤 義隆君	勝俣 稔君	戸叶 武君	大倉 精一君
小西 英雄君	佐藤 清一郎君	竹中 勝男君	田畑 金光君
西岡 ハル君	宮澤 喜一君	吉田 法晴君	松澤 兼人君
横山 フク君	神原 亨君	河合 義一君	小笠原 三男君
佐野 廣君	青柳 秀夫君	成瀬 暢治君	藤田 進君
白井 勇君	高橋 進太郎君	島 清君	田中 一君
山本 米治君	大谷 登潤君	加藤 シヅエ君	赤松 常子君
寺本 廣作君	剣木 亨弘君	野溝 勝君	三木 治朗君
小幡 治和君	上原 正吉君	東 隆君	荒木 正三郎君
古池 信三君	郡 祐一君	市川 房枝君	八木 幸吉君
西郷 吉之助君	小林 武治君	野坂 参三君	岩間 正男君
紅露 みつ君	小山 邦太郎君	横川 正市君	辻 武壽君
木暮 武太夫君	石坂 豊一君		

竹中 恒夫君	白木 義一郎君
大竹 平八郎君	鈴木 壽君
伊藤 顕道君	北條 鶴八君
天坊 裕彦君	千田 正君
光村 甚助君	加瀬 完君
坂本 昭君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	阿具根 登君
矢嶋 三義君	相馬 助治君
小林 孝平君	小酒 井義男君
永岡 光治君	高田 なほ子君
片岡 文重君	重盛 壽治君
羽生 三七君	佐多 忠隆君
曾根 益君	栗山 良夫君
山下 義信君	清澤 俊英君
内村 清次君	
内閣総理大臣	
外務大臣	岸 信介君
大蔵大臣	池田 勇人君
文部大臣	灘尾 弘吉君
運輸大臣	宮澤 胤男君
労働大臣	松浦 周太郎君
政府委員	
法制局長官	林 修三君
内閣総理大臣	
官房公務員制	大山 正君
度調査室長	
運輸省鉄道	権田 良彦君
監督局長	

〔第十号参照〕

審査報告書

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十八日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長 松野 鶴平殿

多数意見者署名

西川 甚五郎 泉山 三六
青木 一男 木暮 武太夫
苦米地 英俊 土田 国太郎
杉山 昌作 前田 久吉
宮澤 喜一 塩見 俊二
平林 剛 天田 勝正
天坊 裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、引揚漁民の援護対策として魚田開発事業を実施するため、北海道において国が設置した施設等を、その管理の実情にかんがみ、関係市町村に譲与する等の措置を講じようとするものである。適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本措置により関係市町村に譲与される施設等の取得価格、免除することとなる未納使料の合計額は、約三千三百万円である。

審査報告書

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税関支署の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十八日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長 松野 鶴平殿

多数意見者署名

西川 甚五郎 木内 四郎
青木 一男 木暮 武太夫
苦米地 英俊 土田 国太郎
杉山 昌作 前田 久吉
宮澤 喜一 平林 剛
天田 勝正 天坊 裕彦

昭和三十三年三月十五日 参議院會議録第十四号

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、最近における外国貿易の進展に伴う税関業務の増加に対応し、税関行政の円滑な遂行を図るため、現在の税関支署出張所の中から松山、宮津、佐伯、宮古の各出張所を税関支署としようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十八日

大蔵委員長 廣瀬 久忠

参議院議長松野鶴平殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

多数意見者署名

西川甚五郎 木内 四郎
青木 一男 木暮武太夫
苔米地英俊 土田国太郎
杉山 昌作 前田 久吉
宮澤 喜一 塩見 俊二
平林 剛 天田 勝正
天坊 裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年度以降講ぜられてきた国債の元金償還のための資金の繰入等の特例措置を昭和三十三年度においても存続せしめようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十八日

商工委員長 松澤 兼人

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

小幡 治和 豊田 雅孝
大竹平八郎 高橋 衛
西川弥平治 阿具根 登
青柳 秀夫 相馬 助治
近藤 信一 白井 勇
小西 英雄 島 清

要領書

一、委員会の決定の理由

昨年末四国通商産業局が丸亀市から高松市に移転し、工業品検査所の出張所を受け入れる態勢が整つたので、現在丸亀市に設置されている出張所をそのまま高松市に移転して、輸出品取締法に基づく輸出検査を能率的に実施しようとするものである。輸出検査の迅速かつ円滑な施行のために概ね妥当な措置であると認める。

二、費用

特に費用を必要としない。

定価 一部 十五円

(但し長崎紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五五